## 第67号議案

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 1283 号)の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

令和6年9月6日提出

愛南町長 清水 雅文

## 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の一部改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

6 上記事務に付随する事務 別表第2(第17条関係) 表略

## 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表 改正案 行 第1条~第3条 略 第1条~第3条 略 (広域連合の処理する事務) (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関 する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」 する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」 という。)に規定する後期高齢者医療制度の という。)及び法に基づく命令に基づき後期高 事務のうち、次に掲げる 齢者医療広域連合が行うものとされた後期高 齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処 事務を処 理する。ただし、別表第1に定める事務につ 理する。 いては、関係市町において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関 する事務 第5条~第16条 略 第5条~第16条 略 (広域連合の経費の支弁の方法) (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 第1項略 第17条 第1項略 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の 額は、広域連合の予算において定めるものと 額は、広域連合の予算において定めるものと し、その負担割合は、別表第2によるものと し、その負担割合は、別表 によるものと する。 する。 第18条 略 第18条 略 別表第1(第4条関係) (削除) 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届 出の受付 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並 びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付

別表

(第17条関係) 表略